

第1回智頭町議会定例会会議録

平成31年3月20日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 2号 平成31年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10. 議案第 9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第11号 平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算
- 第14. 議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算
- 第15. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第18. 議案第27号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 第19. 議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22. 議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について

- 第 23. 議案第 32 号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第 24. 議案第 33 号 字の区域の変更について
- 第 25. 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 第 26. 陳情について
- 第 27. 発議第 1 号 「現消防体制の組織維持に関する決議」の提出について
- 第 28. 発議第 2 号 「後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を
求める意見書」の提出について
- 第 29. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 2 号 平成 31 年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 3 号 平成 31 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 4 号 平成 31 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 5 号 平成 31 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算
- 第 7. 議案第 6 号 平成 31 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7 号 平成 31 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8 号 平成 31 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 9 号 平成 31 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 10 号 平成 31 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 12. 議案第 11 号 平成 31 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 13. 議案第 12 号 平成 31 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 13 号 平成 31 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 15. 議案第 24 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て
- 第 16. 議案第 25 号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
- 第 17. 議案第 26 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 27 号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定について

- 第19. 議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22. 議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第23. 議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第24. 議案第33号 字の区域の変更について
- 第25. 議案第34号 字の区域の変更について
- 第26. 陳情について
- 第27. 発議第1号 「現消防体制の組織維持に関する決議」の提出について
- 第28. 発議第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書」の提出について
- 第29. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 大河原昭洋
6番 高橋達也	7番 岩本富美男
8番 中野ゆかり	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 大藤克紀
12番 谷口雅人	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教	育	長石彰祐
病院事業	管理者	葉狩一樹
総務課	長	矢部整

企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
病 院 事 務 部 長	矢 部 久 美 子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	岡 本 康 誠

開 会 午 後 2 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、岸本眞一郎議員、10番、酒本敏興議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員会委員長及び副委員長の選任について報告をします。

去る3月8日、都橋一仁君の辞職に伴い、議会広報常任委員会委員長が欠員となったことについて、同日開催した議会広報常任委員会において、委員長並びに副委員長が選任されました。互選の結果、委員長に安道泰治議員、副委員長に高橋達也議員が選任されました。

次に、お手元に配付のとおり、委員派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3. 議案第2号から日程第14. 議案第13号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算から、日程第14、議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算の、12議案を一括して議題とします。

この12議案については、3月7日の会議において予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

11番、大藤克紀議員。

○11番（大藤克紀） 3月7日本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3月11日、3月12日、3月18日に委員会を、3月13日、3月14日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査いたしましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算、議案第3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第11号

平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算、及び議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑は終わります。

日程第3、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算に対する修正動議を提出いたしたいと思えます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 簡単に説明をお願いいたします。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 議案第2号中、火葬場関係に関するものについて、修正動議を提出したいとするものであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ただいま、6番、高橋達也議員から動議が提出されましたが、所定の賛成者がおられますので動議は成立しました。

暫時休憩します。

提出者の方は議長室のほうへおいでください。執行部はそのまま。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時41分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案件に対して、高橋達也議員ほか3名から修正の動議が提出されたので、提出者の説明を求めます。

6番、高橋達也議員。

○6番（高橋達也） 修正動議。議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算に対する修正動議について、発議者を代表して提案理由を申し述べます。

まず、修正動議の概要についてであります。お手元に配付された修正案の6ページをごらんください。

歳出の款4.衛生費、項1.保健衛生費、目3.環境衛生費の中の、智頭町営火葬場を廃止し、東部広域行政管理組合の火葬場へ加入するための関連予算を削除し、従前どおり、智頭町営火葬場を運営するための経費を計上するよう修正するものであります。

歳入については、5ページをごらんください。歳出の修正に見合う内容に、修正するものであります。

次に、修正動議を提出した理由についてであります。

申し述べたいことは山ほどありますが、一を聞いて十がおわかりになる方々、理解できる懸命な方々が半数以上であろうと存じますので、簡潔に説明いたします。

この火葬場に関する事案につきましては、一言で表現いたしますと、進め方が性急かつ粗過ぎたということに尽きます。

一例を挙げますと、我々議会では昨年の3月定例会で、前回の選挙が無投票となったことから、議会改革の特別委員会を立ち上げようとしていたところですが、執行機関からにわかに火葬場を廃止する意向が提起されたため、やむなく議会改革の検討を先送りし、火葬場に関する特別委員会を立ち上げ、先行して調査研究を行うことといたしました。

その後、議会では、平成31年度の予算編成時期に間に合わせるために、半年の調査研究を経て、昨年の9月定例会において火葬場は存続すべしとの意見集約に至ったところですが、執行機関においては、この議会の意見を全くしんしゃくすることなく、今日に至りました。

これは、あくまで一例でありまして、町の住民説明会での説明内容や今議会の提案理由、補足説明等でも反論したいことは多岐にわたるわけですが、前述のとおり割愛いたします。

なお、関連してこの際あえて申し述べますが、火葬場問題が遡上に挙がり、町の説明会や広報ちづでの情報を受けた住民から、次のような意見を耳にすることがふえました。それは、火葬場を存続した場合、今後の町財政に深刻に影響する

ということが余りにも強調され、火葬場の存続がまるで悪のようなイメージで伝えられたため、心配になった住民の方々からは、今、進んでいます新図書館の建設について、無理に今、新設する必要はないのではないか、むしろ火葬場を存続してほしいという声です。このような住民の声、民の声があることを、十分に思慮分別していただきたいと存じます。

以上により、火葬場については、引き続き存続すべきと判断し、本件の修正動議に至ったところであります。住民の大きな関心事を背景にした修正動議の議案であります。改めて申し述べるまでもなく、議会は町の最高意思決定機関であり、町民の福祉増進、向上のための活動に資するものであって、民意を代弁する合議制の機関であります。このことは、智頭町議会基本条例の前文に記されています。

今議会における私たち議員の判断が、多くの住民の切なる意見を考慮し、後日、住民の前で胸を張って自身の下した行動を主張できますよう、議員各位の賢明なご判断を切に願うものであります。

以上、動議の提案理由といたします。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから、本修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 今、修正動議ということで、一般会計予算に動議を提出されましたけども、これから可否の決定を行われるわけですけども、その中で、もし、この修正案が採択された場合の、智頭町の行財政における影響というものが、どういったものが考えられるのかというのを原案の提案者、町長なり、そちらのほうにちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 執行部。それでは、ちょっと答弁を、時間的な猶予をお願いします。

金児副町長。

○副町長（金児英夫） 今の質問で財政的なということよりも、執行という意味合いで答えさせていただきたいというふうに思います。

あくまでもこの原案に沿っていきますと、平成31年度については運営をすると、火葬場を運営するという大前提のものとの予算だというふうに受け取ります。

これまでも担当課長が申し上げておりますが、今、炉の状態がよろしくない

ということで、ただ、こういう31年度には、この東部広域にお願いするという
ことを前提にして、炉の修正というものをなるべくずっと控えております。

ですので、すぐすぐまた炉の状態が、すぐまた調子悪くなるということで、当
然、1年間をこれでいくとなれば、大きな修繕というものも考えていかなければ
ならないというふうに思います。

それからもう1つは、これまでお願いしてきた人に対して、また、この状態で
続けてもらえるかということがあります。これが、何年続けられるのかと、そし
てそれがその今の状況のまま、今の炉以外の構造的なもの、大きな意味でいけば
煙突が主になるんですけども、それがいつまでもつのかと。そういうことを無視
して29年、30年ともってきたんだから、当然もつのが前提だよというのは、
やはり私たち執行部としては危惧するところがあります。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

議員の皆さんは全協室へお集まりください。執行部はそのまま。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 2時57分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、本修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 私は、追加議案として提出された、平成31年度智頭町
一般会計予算修正案に、反対の立場で討論を行います。

本議会に提案された火葬業務の東部広域加入は、現火葬場は老朽化が著しく、
今後も施設を維持することは困難であるという執行部からの説明が何度も行われ
てきました。その状況の中で、智頭町の将来負担をあらゆる角度で検討した結果、
これは苦渋の判断であると推察いたします。

私とその判断をした理由は、大きくわけて3点あります。1つ目は、新しい火
葬場を建設を想定した場合、その建設費用は建物だけで約3億円必要であり、現

時点でその予算確保の見通しが立っていないこと。

2つ目は、新しく建てかえると、今後50年間は施設の維持をしなければならず、試算によりますと、まいとし約1,400万円の維持管理費が必要であること。

3つ目は、新たに火葬場を建設するための用地確保となれば、必ずしも歓迎される施設ではなく、新たな用地確保には困難をきわめるであろうということ。さらに、仮にどこかに建設候補地が見つかったとしても、土地の取得費、造成費、進入するための道路の新設など、さらに莫大な費用が予測されることでもあります。

もし、火葬場を建てかえた場合、その建設費は一般起債の充当が想定されるため、東部広域に加入した場合の町民負担額より、さらに高額負担である起債償還が今後18年間継続され、それが智頭町の町民負担として重くのしかかってまいります。

よって、私は、以上述べた理由と対極的な見地に立ち、智頭町一般会計予算修正案に改めて反対であると申し上げ、討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、修正案に賛成者の討論を許します。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、修正動議案に賛成の立場で討論します。

この議案は、火葬場管理事業を東部広域行政管理組合に移して行うという前提で組まれた予算を減額して、町営火葬場で従来どおり火葬業務を行うという予算案です。

町長が昨年3月定例議会で何の前ぶれもなく、突如出された平成31年4月1日より町営火葬場を廃止して、東部広域行政管理組合の火葬業務に移行するというとの提案がなされました。

議会は、住民福祉に及ぼす重大な影響を考え、火葬場調査特別委員会を設置し、住民関係者等の意見を聞き、さらに同規模火葬場の視察を3カ所行い、建設費、維持費等々調査を行い、資料をつくり、住民説明会を行い、参加者の意向アンケートを実施し、負担がふえてもいいから町営火葬場を存続してほしいとの多くの住民の意思を確認したもので、火葬場調査特別委員会は、町営火葬場は存続すべきとの報告書を昨年9月定例会で出した経緯があります。

にもかかわらず、町長は昨年12月に、火葬場業務の東部広域参加を申し入れを、議会に対する説明責任も果たさず、理解を得る努力もしないまま行い、本定

例会の提案となったところです。

町長は、財政負担の大きさを廃止理由に挙げているが、東部広域に出ることによって発生する町民の費用負担増分を、町営火葬場維持に回せば、利用者にとっても同じ費用で近くで葬祭ができるメリットがあり、町にとっても管理負担増にはならない。今後は、受益者が相応の負担をしながら、将来につけを残さないようにすることは十分可能である。

よって、私は本案に賛成するものである。以上で討論を終わります。

○議長（谷口雅人） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算を採決します。

まず、本案に対する高橋達也議員3名から提出された修正案を議題として採決します。

お諮りします。

この修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 4名）

○議長（谷口雅人） 起立少数。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 7名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予

算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 8名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第24号から日程第25、議案第34号まで 11案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第15、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、日程第25、議案第34号 字の区域の変更についてまでの11議案を一括して議題とします。

日程第15、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての討

論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第27号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番(岸本眞一郎) 私は、議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について、反対の立場で討論します。

本案は、町営火葬場を廃止して東部広域が運営する火葬場業務に参加するものであるが、既に議会は火葬場調査特別委員会を設置し、調査研究をしたものを住民に説明し、有意な根拠のある民意を反映して、火葬場を存続すべきとの結論を出している。

一方、町長は、昨年1月に火葬業務従事者から出された申し入れにより、火葬場存続に向けての費用等の具体的な検証をしないまま、3月定例会に廃止を表明した。議会に住民説明会を迫られ、根拠に乏しい資料によって説明会を行ったが、到底理解を得られるものでなかった。

2回目の説明会も、管理費等に実態と大きくかけ離れた経費を積み上げ、住民の不安をあおり、最後には住民の意見や質問を無視するかのごとく、強引に我田引水的な都合のいいまとめを出し、議会への説明責任を果たすことなく参加の申し入れを行っている。

このことは、第7次総合計画の理念である、一人ひとりの人生に寄り添うまちや、智頭らしい福祉の実現に逆行するものであり、単独自立を選択したものの責務として、人生の最後まで安心して暮らせるまちの実現を果たすためにも、本案に反対するものである。

以上で、討論を終わります。

○議長(谷口雅人) 次に、原案に賛成者の討論を許します。

5番、大河原議員。

○5番(大河原昭洋) 私は、議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

現町営火葬場は、築50年以上が経過しており、耐用年数を超えて著しく老朽化が進んでいます。先ほどの一般会計予算修正案の説明では、執行部の東部広域加入は進め方が性急かつ粗過ぎたとありましたが、町執行部は昨年4月と10月に町内各地区での住民説明会を実施し、そのほかにも各種団体との意見交換も行ってきました。

これまでの経緯を見る限り、私はある一定の住民理解は得られてきたと感じており、先ほどの平成31年度智頭町一般会計予算修正案の反対討論で申し上げましたように、火葬場を建設した場合のイニシャルコストの問題、ランニングコストの問題、用地確保の問題など、将来負担を想定すると、1市4町の東部広域行政管理組合で運営している因幡霊場に参加することが、最善の策であると判断します。

因幡霊場は、以前から智頭町も将来加入することを想定して建設されている施設でもあり、もちろん利便性を考えると、誰しものが智頭町に火葬場を残してほしいと思うでしょうが、今後の人口減少を考えますと、将来の費用負担を推測し、これからの智頭町を担う若い世代の方々に、負担を背負わせるような判断をしてはならないと考えます。

よって、私はこのような見地に立ち、火葬業務の東部広域加入にかかわる本規約の変更について、改めて賛成であることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に反対者の討論を許します。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 私は、議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

さて、私は平成25年7月に町議に初当選した後、政治信条として是は是、非は非を基本として、これまで議案の評決に際して賛否を表明してまいりました。振り返ってみますと、これまで9回討論に立ち、うち7回は執行部から提案された議案に対しての討論でございまして、全て賛成討論を行いました。これは、執行部に対して、決して迎合あるいは追認、ましてやそんたくをするという姿勢ではなかったことは言うまでもありません。そうした私が、今回初めて反対討論をすることになったわけであります。

先ほどの、議案第2号の修正動議の説明の際に申し述べ、繰り返しになりますが、この火葬場に関する事案につきましては、一言で表現しますと、進め方が性

急かつ荒過ぎたということに尽きます。賛成討論の方とは見解が異なるわけでございます。

本議案に対する質疑の中で、執行部の説明によれば、私の聞き間違いでなければ、昨年の12月17日に東部広域行政管理組合に申し入れたということでございました。昨年の12月定例会では、12月10日に2人の議員が一般質問に登壇され、火葬場案件について町当局の姿勢をただしたところでございますが、その際の町長答弁では、「強引に物事を進める気持ちはない、説明が不十分であれば、また、一層町民にわかりやすく丁寧に説明し、ご理解をいただく」とのことありました。

こうした答弁の一方で、数日後には東部広域行政管理組合へ加入する申し入れがなされていたことを、私ども議会は結果論で知ったわけです。二元性の一方である議会を無視した行動であると指摘されても、いたし方ないことであると認識いたします。

今議会の初日の全員協議会で、町長から火葬場案件に対する説明の機会を求められ、否定する理由もないことから説明の機会を設けたところですが、その際に反省すべき点もあったと述べられましたが、時期を失した発言でありました。事ほどさように、初めに述べました進め方が性急かつ粗かったということであると存じます。

年号が変わろうとしている現在、行政当局の物事の進め方、情報公開のあり方など、我がまちには変革する必要があると痛感いたします。申し述べたいことは尽きませんが、先ほどの修正動議の際にも触れましたが、今議会における私たち議員の判断が、多くの住民の切なる意見を考慮し、後日、住民の前で胸を張って自身の下した行動を主張できますよう、議員各位の賢明なるご判断を改めて切に願ひまして、私の反対討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立 6名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第33号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第34号 字の区域の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第26、陳情についてを議題とします。

3月7日の会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 総務常任委員会における、陳情についての審査結果を報

告します。

3月7日の本会議において付託を受けた陳情について、3月14日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号 中原水源地の水位確保の陳情は、採択と決定しました。

陳情第5号 消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書は、不採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第4号 中原水源地の水位確保の陳情は採択、陳情第5号 消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書は不採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 民生常任委員会における、陳情についての審査結果を報告します。

3月7日に本会議において付託を受けた陳情について、3月13日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 千代川河床掘削の陳情は、採択と決定しました。

陳情第2号 牛臥山山系会下谷堰堤内体積土砂撤去の陳情は、採択と決定しました。

陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書は、採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第1号 千代川河床掘削の陳情は採択、陳情第2号 牛臥山山系会下谷堰堤内体積土砂撤去の陳情は採択、陳情第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第27. 発議第1号

○議長（谷口雅人） 日程第27、発議第1号 「現消防体制の組織維持に関する決議」の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 発議第1号 「現消防体制の組織維持に関する決議」の

提出について。

提出者を代表して、提案理由を申し述べます。

国の指針では、消防の連携・協力による指令センターの共同運用が、消防の広域化につながる効果が大きいことをうたっており、全国の小規模な消防本部の広域化を目指しています。

鳥取県は、県内消防力の維持充実について10年程度の将来を見据えて、幅広く研究する鳥取県消防体制研究会を設置し、消防体制のあり方について検討している中で、消防指令業務の共同運用について研究を進め、本年3月に検討結果をまとめられるようにしています。

鳥取県内の消防体制については、全国に先駆けて昭和50年代に地勢圏、生活圏、医療圏等に基づき広域化が図られ、既に40年以上にわたって高い消防力を持つ3消防局体制が定着をしています。指令業務においても、3消防本部の指令センターで地域の実情に即し、円滑な運用が行われているところであります。

災害が激甚化、広域化している今日の状況において、リスク分散の観点からも複数の指令センターを確保し、現在の3消防本部連携の体制を維持していくべきです。

鳥取県東部広域行政管理組合議会は、平成20年に鳥取県の消防一元化の動きに対し、これ以上の消防体制の広域化に異議を唱える意見書が提出されています。消防に関する責任は、消防組織法第6条において市町村とされており、本町は県東部1市4町で鳥取県東部広域行政管理組合を組織し、共同で消防業務を行っているところです。

人口減少や過疎化、高齢化の進行が今後も予想される中、将来においても住民の安全安心を確保するためには、地域に密着した消防体制により、地域に精通した運用を行うことが望まれます。

したがって、智頭町議会の意思を明らかにするため、指令センターを含めた現在の消防体制の組織を、今後も維持すべきことを決議するものであります。

以上、提案理由といたします。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28．発議第2号

○議長（谷口雅人） 日程第28、発議第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第 29、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 31 年第 1 回定例会を閉会します。

閉 会 午後 3 時 47 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成31年3月20日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 酒 本 敏 興